

町民の方に信頼される消防士に

橋井 佳汰 さん



きつい けいたさん / 平成6年4月生まれ / 津別消防署勤務 / 旭町在住

青春

くろーずあっぷ

平成25年春に北見緑陵高等学校を卒業し、津別消防署に採用された橋井佳汰さん。江別市にある消防学校での研修を経て、9月から新人消防士として勤務しています。

橋井さんが消防士を志したのは、親戚に消防の仕事に就いている人がおり、所属していた少年野球チームの監督も消防署に勤めていたことから、自分も人の命を守る仕事をしたいと思ったからだそうです。

今は先輩や上司の指導を受けながら主に事務仕事を担当していますが、「経験を積んで、町民の方や署員から信頼される消防士になることが目標です」と抱負を語ってくれました。

小学生のときから高校時代まで打ち込んできた野球では、主に投手を務めていたという橋井さん。現在も消防関係の野球チームに参加しており、エースとして期待がかけられているようです。

温故知新

【429】

共に歩んだ65年

福島 眞作 さん
輝子 さん

平成25年4月からケアハウスつべつに入居されている、福島眞作さんと輝子さんのご夫妻。結婚65年目を前に、息子さんたちの勧めで釧路に転居する話もあったそうですが、やはり住み慣れた顔なじみも多い津別からは離れ難かったそうです。

眞作さんは滝上町の農家の生まれ。終戦間近に召集され、千葉県東部の部隊で本土防衛の任にあたります。「弾薬や食料を空襲から守るために、山腹に洞くつを掘って保管する作業などを行っていました。米軍による空襲が激しくなった時期で、東京湾を



ふくしま しんさくさん / 大正14年9月、滝上町生まれ、/ 88歳
ふくしま てるこさん / 昭和6年7月、津別町生まれ / 82歳 達美在住

健康 いきいき

工夫で防ぐ、冬の転倒事故

体力や視力等は、30代をピークに年々衰えていきます。歩く事一つとっても、筋肉の萎縮や身体のバランスをとる機能も低下するので小さな段差につきまじたり転びやすくなったりします。「若い時ならこんなことは何でもなかったのに」と感じる出来事が、お年よりの日々の健康を脅かすことがあります。高齢者が事故に遭う、冬の外出若い時には滑りそうな個所にいち早く気づき、その場を避けることができず、またつまづいたり滑ったりしても、とつさに体勢を変えたり、脚の力で踏ん張るなど、何とか転ばずに済んでいます。

ところがお年よりの場合、視力の低下により細かな路面の変化や凍って滑りやすい部分に気づくことが難しくなります。また脚の運び方にも変化が起り、関節痛がある方などは、重心のかける部分が偏ってしまい、より一層滑って転びやすくなってしまう。転倒した場合、多くのお年よりは骨がもろくなっていますので、骨折につながりやすいです。

路面に体重ごと打ちつける、大腿骨と骨盤のつなぎ目の部分(大腿骨頸部)を骨折したり、背骨同士が圧迫しあつてつぶれる様に骨折します。またとつさに手をついて、手首を骨折することもよくあります。お年よりの骨折は、若い世代と比べ回復が遅く、そのまま寝たきりになってしまうたり、認知症を発症するなど大きな病気につながりますので、冬の外出には十分な配慮が必要です。安全な冬の外出ポイント

滑りやすい玄関先や、交差点付近などは歩き方に十分注意しつつ、道具を上手に取り入れましょう。滑りにくい、靴底の冬靴を。杖を使っている方は、専用のアイスピックを取り付ける(介護用品売り場などで購入できます)。転倒時の衝撃を和らげる素材の帽子や、太もも部分にクッションが付いた下着(こちらも介護用品売り場などで扱っています)をはくなどの対策が必要です。

挟んだ対岸の街が炎上する様子が見えませんでした。津別で生まれた輝子さんは、小学校入学前に一家で満州に渡ります。吉林という賑やかな街で子ども時代を過ごしていましたが、「終戦を迎え、やっとの思いで日本に帰り着くまでの間に目にした引揚者の方の悲惨な光景は、今も忘れることができません」と顔を曇らせます。戦後、造材の仕事で津別に來ていた眞作さんと満州から引き揚げた輝子さんが、縁あつて結婚したのは昭和24年のこと。3男1女の子宝に恵まれる中、眞作さんは造材作業に精を出し、後には津別建設に勤めて一家を養います。一方、輝子さんは自ら望んで丸玉産業に勤めますが、その際、眞作さんの出した条件が「おまえの給料は生活費には入れなくていい。その代わり子どもたちの教育は一切手を抜かないこと」でした。貧しかった自身の子どもの時代、まともに教育を受けられなかったことから、未来を担う子どもたちにはきちんとした教育を受けさせたいという思いでした。懸命に働き、4人の子どものたちを立派に育て上げた福島さんご夫妻。時間に余裕ができてからは、毎年結婚記念日に一泊旅行に出かけるのが恒例になっていくそうです。

暮らしを支える 税

法定調書の提出について

各事業所での給与の支払いにかかる法定調書の提出期限は、平成26年1月31日(金)です。
「給与支払報告書(総括表)」及び「給与支払報告書(個人別明細書)」は受給者の住所地の市町村へ提出してください。

提出する際には、
・特別徴収分(特別徴収 人)と記載の紙を添付
・普通徴収分(普通徴収 人)と記載の紙を添付
に分けて提出してください。

(事業主様へお願い)
津別町では、町道民税の特別徴収を推進しております。特別徴収分として給与支払報告書を提出頂ければ、平成26年6月から町道民税の特別徴収を開始いたします。
ご協力をよろしく申し上げます。

償却資産の申告書の提出期限は1月31日です。
償却資産(事業を行っている個人・法人が減価償却費の対象としている資産で家屋を除くもの)の申告書の提出期限は、平成26年1月31日(金)です。役場税務担当まで提出してください。